

## ファミリーインドアテニスクラブ会員規約

### 第1条 (定義)

本規約によって定める条項は「株式会社太嘉商事」として運営するファミリーインドアテニスクラブ(以下総称して「本クラブ」という)の利用に関して適用されるものとします。

### 第2条 (目的)

本クラブはテニスを通して会員の健康維持・技術向上・会員相互の親睦を図るとともに、余暇を楽しみながら地域社会の健康と福祉の向上に寄与することを目的とします。

### 第3条 (運営)

本クラブの運営および管理は、新潟市中央区小張木2丁目16-61株式会社太嘉商事(以下「会社」という)があたります。

### 第4条 (会員制度)

本クラブの会員の利用条件・その他特典等は別に定めます。但し、必要に応じて会員の利用条件等は変更又は廃止することがあります。

### 第5条 (会員の種類)

本クラブの会員制は次の通りとします。(会員期間は1年間) 詳細は、別紙入会しおり参照。

- ・正会員(記名式)
- ・休日会員(記名式)
- ・法人会員(無記名式)

### 第6条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることは出来ません。

1. 本申込を行なう者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
2. 医師等により運動を禁じられている者
3. 当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者
4. 会員資格喪失の履歴のある者

### 第7条 (会員証)

1. 本クラブは、一部の法人会員を除き、会員に対し記名式会員証を発行します。
2. 会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
3. 会員は、本クラブを利用する時は、必ず会員証を提示しなければなりません。
4. 会員証を紛失した場合は、速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。(有料)

### 第8条 (休会)

1. 会員は、疾病、その他やむを得ない理由で本クラブを1ヶ月以上利用出来ないと当クラブが判断した場合は所定の休会届けにより月会費の四分の一を前納して、会員の資格を継続することができます。

### 第9条 (退会)

1. 会員が自己の都合により本クラブを退会する場合、退会する前の月の10日までに、所定の退会届により手続きを完了しなければなりません。
2. 会費は、退会が契約期間の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
3. 会員がその資格喪失したときは、直ちに会員証を本クラブに返却しなければなりません。

### 第10条 (諸手続き)

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければならない。
2. 本クラブより会員に通知する場合は、届出のあった最新の住所宛に行い、通知未達等発信後の責を負いません。

### 第11条 (会員資格の停止および除名)

本クラブは、会員が次の各項に該当するときは、会員資格を一時停止、又は当該会員を本クラブから除名することができます。

1. 本クラブの定めた規約・諸規則に違反したとき
2. 本クラブの目的に反する行為により、本クラブ秩序を乱し、名誉、品格または会員間の相互信頼を傷つけたとき
3. 会費その他の債務を滞納し、本クラブから再請求があっても応じないとき

### 第12条 (資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名および資格停止にも拘わらず改善がみられないとき
4. 運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

### 第13条 (入会金・月会費・その他利用料)

1. 入会金および年会費は、本クラブが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。(入会時に別紙申込用紙に規定の事項を記入)理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 月会費は、本クラブが別に定める金額を所定の方法で支払うものとし、既納月会費は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
3. 利用の有無にかかわらず、退会までは月会費・休会会費を支払わなければなりません。

第14条（入会金・月会費・その他利用料の改定）

本クラブは、別に定める入会金・月会費・その他利用料の改定を行なうことができます。改定を行なう場合、本クラブは1ヶ月前迄に会員に告知するものとします。

第15条（営業日および営業時間）

本クラブの営業は、月曜日から金曜日午前9:30から午後18:30までと、日曜日午前9:00から午後18:00までと祝日午前9:00から午後18:00までとします。  
休日、年末年始・お盆休み・当クラブ施設点検2日間(年1回・1ヶ月前告知)・その他当クラブが定める諸行事。  
大会・諸行事等は、1ヶ月前事前告知します。

第16条（施設の利用制限・休止）

会社は、本クラブの施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合は、週間前までにその旨を公示します。

1. 大会・諸行事等の本クラブが必要と認めた場合
2. 気象災害等によって緊急を要する場合
3. 施設の改善・補修する場合

上記により、会員の支払義務が縮減されることはありません。

第17条（施設の閉鎖・変更）

会社は次の理由により本クラブの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶ会社が判断し、営業を不可能と認めたとき
2. 法令の制定、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が発生したとき

第18条（賠償責任）

本クラブ内で発生した紛失・盗難・傷害その他事故について会社は一切責任を負わないものとします。又会員は、自己が原因により、本クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第19条（本規約その他の諸規則の改定）

会社は、本規約・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第20条（個人情報の取扱いについて）

会社は、入会後の会員に対する本クラブからの諸行事の案内および通知、利用料金等の請求に利用する目的で、会員の情報を保有させていただきます。お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。

附 則 本規約は2017年1月1日より発効します。

ご更新の手続き

- ・入会金、月会費のお支払い方法は、口座振替となります。
- ・入会金、月会費のお支払い後、更新とさせて頂き本クラブをご利用頂けます。

ファミリーインドアテニスクラブ 新潟市中央区小張木2丁目16-67

TEL 025-285-0030 FAX 025-285-0031

(管理運営 株式会社太嘉商事 専務取締役 小野 充二)

## 誓 約 書

私は、この度の更新にあたり、ファミリーインドアテニスクラブ会員規約に同意し継続することを誓います。

年 月 日

1. 正 会 員 署 名 印

2. 休 日 会 員 署 名 印

※どちらかの会員欄にご記入下さい。

## ファミリーインドアテニスクラブ会員ご入会のしおり

### ～会員の契約期間について～

会員の契約期間は入会(更新)月から1年間のご利用となります。(1年契約)

### ～会員の種類について～

#### 1 正会員(記名式) 記名式

正会員は、有効期間内下記の日時にご利用いただけます。

- ・月曜日から金曜日の午前9時30分から午後6時30分まで
- ・日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで
- ・祝日の午前9時00分から午後6時00分まで

#### 2 休日会員(記名式) 記名式

休日会員は、有効期間内下記の日時にご利用いただけます。

- ・日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで
- ・祝日の午前9時00分から午後6時00分まで
- ・平日利用の場合は、ビジター料金をお支払いいただきご利用できます。

#### 3 法人会員(カンパニーメンバー) 無記名式

法人会員は、有効期間内下記の日時にご利用いただけます。

- ・月曜日から金曜日の午前9時30分から午後6時30分まで
- ・日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで
- ・祝日の午前9時00分から午後6時00分まで

### ～会員料金について～

#### 1 正会員

入会金40,000円+税(割引制度有り) 月会費9,000円+税

#### 2 休日会員

入会金40,000円+税(割引制度有り) 月会費6,000円+税

#### 3 法人会員(カンパニーメンバー) 無記名2名～4名

入会金40,000円+税(割引制度有り)×人数 月会費9,000円+税×人数

### ～特典・休日について～

#### 特典

- ・テニス用品割引(15%～20%OFF)特別価格商品は除く
- ・1年間ストリング張り代半額(ストリングフェア期間は除く)
- ・新規入会者及び紹介者に割引券プレゼント

#### 休日

- ・年末年始12月31日から1月3日・お盆休み・設備点検年1回2日間・大会(年間5回程)  
(1ヶ月前に掲示します。)